

別表

鎌倉市環境に配慮した電力調達契約評価基準

基本項目	区分	評価点
前年度の1 kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
前年度の未利用エネルギー活用状況 ※1	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
前年度の再生可能エネルギー導入状況 ※2	8.0%以上	20
	5.0%以上8.0%未満	15
	2.5%以上 5.0%未満	10
	0%超 2.5%未満	5
	導入していない	0
加点項目	区分	評価点
省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組※3、地域における再エネの創出・利用の取組※4	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1-1 前年度の未利用エネルギー活用状況とは、前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値をいう。

(算定方式)

前年度の未利用エネルギーの活用状況(%)

$$= \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電気量 (送電端)(kWh)}}{\text{前年度の供給電力量 (需要端) (kWh)}} \times 100$$

※1-2 「未利用エネルギー」とは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

(1) 工場等の廃熱又は排圧

(2) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

(3) 高炉ガス又は副生ガス

※1-3 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

(1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

(2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※2-1 再生可能エネルギー導入状況とは、次の①から⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。ただし、①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電気が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端（kWh））

② グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）

③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量
(kWh)

④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非
化石証書の量 (kWh)

⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキ
ング付非FIT非化石証書の量 (kWh)

(算定方式)

前年度の再生可能エネルギーの導入状況(%)

$$= \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端) } (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤})(\text{kWh})}{\text{前年度の供給電力量 (需要端) } (\text{kWh})} \times 100$$

※2-2 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は、再エネ
特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電
設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイ
オマス）による電気を対象とする。

※3 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組と
は、以下のような取組をいう

(1) 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること

(2) 需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経
済的な優遇措置を実施すること

なお、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常
の使用電力量の通知等は該当しない。

※4 地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組とは、以下のよう
な取組をいう

(1) 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること

(2) 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

(注) 第1号様式の提出時点で前年度の数値が公表されていない場合は、別表中の「前年度」を「前々
年度」と読み替えるものとする。